

次回協議事項について

○市民懇話会の運営について

1. 会長及び副会長の選任について

～市民懇話会設置要綱から抜粋～

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

会 長：

副会長：

副会長：

選出方法⇒自薦他薦を募って決定

⇒無記名投票で決定

2. 運営委員会（世話人会）の設置について（案）

～市民懇話会設置要綱から抜粋～

(分科会)

第7条 懇話会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

設 置：会議の運営方法等を円滑に行うため、この懇話会に運営委員会を置く。

役 割：事前に会議の進行方法やプログラムなど運営に関わることを話し合い、懇話会の会議に提案する。

構 成：会長1名、副会長2名、委員2名（或いは1名）

開催方法：会議の開催日の少なくとも1週間前には開催し、事前に委員が次の会議の内容・資料等を確認できるようにする。

上記のルールは、あくまで基本を定めたものであり、新たなルールが必要となったときは、運営委員会で対処する。

○本日の演習で出た意見をテーマにしたグループ討議

特に、Dテーブル「この会でこんなことを議論したらいい。」の中で出てきた意見を中心に、掘り下げて意見交換をしていただきます。